

報告第4号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月26日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第7号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和4年7月7日 午前11時40分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 法人
- 4 事故の概要 上記日時場所の前面道路を本市が所有する車両が走行中、当該車両のスペアタイヤが固定金具から脱落し、相手方敷地内に駐車していた車両に衝突した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、68,915円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和4年8月3日

富津市長 高橋 恭市